

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	2トン	103トン
		41トン	2トン	39トン
3	クリーム	34トン	5トン	29トン
		22トン	5トン	17トン
4	粉乳類	55,605トン	1,296トン	54,309トン
		53,962トン	1,294トン	52,668トン
5	無糖れん乳	1,887トン	0トン	1,887トン
		2,546トン	0トン	2,546トン
6	加糖れん乳	2,264トン	11トン	2,253トン
		1,851トン	11トン	1,840トン
7	ヨーグルト	17トン	3トン	14トン
		8.3トン	3.5トン	4.8トン
8	バターミルク	189トン	3トン	186トン
		8.7トン	3.0トン	5.7トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	1,093トン	56,053トン
		38,714トン	776トン	37,938トン
10	その他の乳製品	12,824トン	97トン	12,727トン
		6,805トン	88トン	6,717トン
11	バター	20,312トン	932トン	19,380トン
		10,290トン	925トン	9,365トン
12	雑豆	82,310トン	4,159トン	78,151トン
		35,917トン	2,117トン	33,800トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	442,038トン	5,405,823トン
		3,811,451トン	411,629トン	3,399,822トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	96,397 トン	1,169,935 トン
		299,910 トン	26,709 トン	273,201 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	15,955 トン	694,359 トン
		731,263 トン	15,955 トン	715,308 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	206 トン	1,617 トン
		901 トン	206 トン	695 トン
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	0 トン	13,511 トン
		2,922 トン	0 トン	2,922 トン
17	マニオカでん粉	166,511 トン	4,740 トン	161,771 トン
		164,385 トン	4,740 トン	159,645 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	180 トン	21,643 トン
		21,823 トン	180 トン	21,643 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	71 トン	1,775 トン
		1,025 トン	71 トン	954 トン
20	イヌリン	1,387 トン	1 トン	1,386 トン
		33 トン	1 トン	32 トン
21	落花生	38,113 トン	1,727 トン	36,386 トン
		24,025 トン	1,201 トン	22,824 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	0 トン	309 トン
		295 トン	0 トン	295 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	26 トン	10,230 トン
		3,336 トン	26 トン	3,310 トン
24	でん粉調製品	173 トン	26 トン	147 トン
		170 トン	26 トン	144 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	54 トン	5,693 トン
		1,182 トン	10 トン	1,172 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	210 トン	19,834 トン
		921 トン	6 トン	915 トン
28	繭	7.7 トン	0 トン	7.7 トン
		7.7 トン	0 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	0 トン	437 トン
		433 トン	0 トン	433 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。